

都市農業(個別経営)の実情と課題

都市農業を考える

〔要 旨〕

- 1 首都圏，近畿圏の個別経営事例から次のような都市農業の実情が浮かび上がってくる。
 - 本格的な都市農業問題は90年代から発生。
 - 強い農地維持志向。
 - 農外収入が支える経営。
 - 多様な経営形態。
 - 時代とともに変わる作物等。
 - 経営を圧迫する雇用労賃。
 - 環境保全への配慮。
 - 周辺住民との良好な関係構築。
 - 多様な販売形態。
 - 均分相続と相続税負担が最大のネック。
- 2 特に，91年生産緑地法の改正等による宅地並み課税の徹底と，農家の高齢化の進行が重なって本格的な都市農業問題が顕在化してきたこと，換言すれば，バブル崩壊以降の農地減少は，開発需要よりは相続にともなう農地処分が主になってきていること，都市農業は，不動産収入や農外就労による農外収入によって，農業経営維持が可能となっていることを強調しておきたい。
- 3 こうした実情を踏まえて，都市農業・農地維持のための課題を整理すれば，農地としての維持は農業者個人の努力によってはいかんともしい状況に置かれていることを踏まえて，
 - 担い手・後継者問題，法人化と利用権の設定等をもにらみながらの，都市政策のなかでの都市農地の明確な位置づけ。
 - 相続税納税猶予制度等の見直し。
 - 農業者の営農継続についての明確な意思表示の必要性。
 - 相続税等について自治体および農協自らの問題としての指導・助言への取組みとその強化，多様な販売チャネルの創出。
 - 国民の都市農業についての理解獲得のため，都市農業の実態についての積極的な情報発信。等が主要課題としてあげられる。

目次

はじめに

1 個別経営レベルでの経営実態と問題点(事例)

- (1) 野菜
- (2) 果樹
- (3) 園芸

2 都市農業・農地の実情と課題

- (1) 都市農業・農地の実情
- (2) 課題

結語

はじめに

減少する都市農地と担い手の高齢化から、10年、20年先には農地が半減することが懸念されている都市農業について、本誌05年6月号の拙稿「日本農業における都市農業」では、都市的地域での農業産出額が全体の約3割のシェアを占めるとともに、新鮮な農産物の供給、緑地空間・防災機能等多面的な機能を発揮していることについてみた。あわせて都市農業にかかる法制度とその変遷、都市農業の評価をめぐる議論の流れ等についても整理した。そして本誌06年3月号の拙稿「都市農業（地域レベル）の推移と実態」では、首都圏の府中市、近畿圏のJA兵庫六甲・阪神地域を取り上げ、市町村レベルでの都市農業の実情と課題について整理した。

本稿では市町村レベルからもう一步踏み込んで個別経営に焦点を当てて分析した上で、都市農業・農地の実情と課題についてあらためて整理することをねらいとしている。

1 個別経営レベルでの経営実態と問題点(事例)

市街化区域にある首都圏、近畿圏の個別経営のうち、公害問題等から減少が著しい畜産や土地利用型の稲作を除いて、高度技術集約的で相対的に競争力を有していると思われる野菜、果樹、園芸について取り上げることとする。

(1) 野菜

a 東村山市・S1氏(55歳)

農地等

生産緑地にすると売却することができなくなること、相続税納税猶予は終身営農が条件となっており、営農継続が困難になった場合の納税負担が大きすぎるというリスクがあること等から、生産緑地にはせず宅地化農地^(注1)としている。

150aを所有しているが、うち20aは農地として利用できる状況にない。

生産品目

以前は20、30品目を生産していたが、現在は品目をある程度絞り込んでトマト、キ

ユウリ，キャベツ，ブロッコリー，ハウレンソウ等を中心に生産している。

販売

農産物は自分ですべてパックして量販店に直接出荷している。手間はかかるが責任の所在が明確にできること，市場価格よりも2～3割高く販売できることがメリットとなっている。

労働力

基本的には夫婦2人であるが，好きなときにきて手伝いをし，謝礼の代わりに現物を持ち帰ってもらう営農ボランティアが2人いる。

経営・農外収入

学校を出てから10年ちょっとサラリーマンを経験。父の代に建てたアパートを賃貸しているが，老朽化してきている。現在第2種兼業農家に該当するが，将来的には賃貸収入は減少して第1種兼業農家に移行することになる。

有機栽培

東京都のエコファーマー推進に対応して，近隣農家8戸で有機栽培にも取り組んでいる。10aを有機栽培しており，手間は慣行栽培の2倍ぐらいかかるが，販売価格はほとんど変わらない。できるだけ手間のかからない品種へとシフトさせてきている。

税金等

宅地化農地であるため毎年納付する固定資産税は1千万円を超える。

意見等

- ・都市農業の最大のネックは多額の税負担。

- ・量販店への出荷は朝取りが基本でパッキングもあって，けっこう重労働ではあるが，サラリーマンに比べればストレスは少ない。近隣の住民のなかには農業をやりたいという人もいる。
- ・農業者は親の面倒をみ，親せき付き合いをして家を守ってきているが，収入はサラリーマンには及ばない。
- ・後継者を確保していくためには，ある程度子供に任せながらも，けっこうな期間，親がカバーしないと引継ぎ・継続はできない。
- ・近隣の農家は相続が発生すれば農地の半分が残ればいほう。
- ・農地解放で農地を取得した小作人はその農地に対する執着は乏しく，そのほとんどはすでに手放されており，今農地として残っているものの大半は地主だった農家の所有地である。
- ・農地にかかる税制を2010年までに何とかしないと手遅れになる。

b 尼崎市・S2氏(52歳)

農地等

もともとは120aの農地を有していたが，150坪以下の土地は宅地化し，残った農地は生産緑地に。現在60aある農地のうち25aで米を生産。

生産品目 米と野菜の露地栽培。

販売 すべて市場出荷。

労働力 夫婦2人。

経営・農外収入

所得の割合は不動産所得が6割，農業所



農地を有効利用して様々のカパークロップが栽培されている。(尼崎市)

得が4割。不動産収入は駐車場料金である。

税金等

固定資産税が払えればいいと割り切っている^(注2)ので、駐車場からの不動産収入で経営のバランスをとっている。好きではないマンション経営をするつもりはない。

以前は農地の一部を市民農園として貸していたが、相続税納税猶予制度の対象にならないことからやめた。

意見等

農地の周りを住宅が取り囲んでおり、住民から悪臭等について苦情が出ないように生ごみについては農地に還元しないようにしている。住民の農業についての理解を獲得していくことが農業継続のためには不可欠である。

c 伊丹市・W氏(57歳)

農地等 60a

生産品目 葉ヅキダイコン、コマツナ等野菜。半分を施設栽培。

販売

敷地内にある直売所での販売と農協大型直売所へ集荷。敷地内直売所は朝取りしたものを11時ごろに並べるが、3時ごろにはほとんど売り切れとなる。

労働力

夫婦2人に弟と息子が手伝い。

経営・農外収入

不動産収入3：農業収入1の割合で、農業にかかる収支はほぼトントン。

意見等

- ・相続税納税猶予制度のおかげで税金対応は可能になっている。
- ・農家が農業を継続していくためには農協が必要。また販売面でも生協との連携の建て直しが必要。

(注1) 病気等で長期療養を余儀なくされ営農が困難となっても終身営農の義務規定違反とされ、営農困難となった時点で納税猶予期限を終了(期限の確定)したと見なされて、猶予期間中の利子相当額を加算した相続税の支払いを求められ、加算額を徴収されることになる。

(注2) 生産緑地の指定を受けている農地の固定資産税評価額は農地として評価され、農地課税が行われる。

(2) 果樹

a 東村山市・N氏(49歳)

農地等

農地150aで、梨70a、キュウイ50a、ブドウ30aを生産。

曾祖父の代は養蚕、祖父の代はサツコムギ、父親の代は養豚、自分の代になって果樹栽培を行っている。

果樹は当初観光農園としてもぎ取りをやっていたが、いいものからなくなって良くないものが残ってしまうこと、いつ客がく

るか分からないため人をはりつけなければならぬこと等から、もぎ取りをやめて贈答用へとシフトさせてきた。

生産品目

梨，キュウイ，ブドウが中心であるが，父親が若干の養豚を継続，一部自家用の菜園にしている。

販売

市場では，いわゆる梨の産地のもの比べると半値程度の値段でしか売れないことから，自宅内直売所と宅配を使つての販売を中心にしているが，一部生協向けもある。銘柄産地に比べると品質は劣るがこれをカバーするため完熟したものを発送。ただし，おいしいが糖度が高いため腐りやすいのが難点。直売2：宅配8の割合で販売。

労働力

夫婦を中心とした家族労働力だけでは足りないことから常時パートを5～6人雇用。うち3～4人は朝9時から午後5時までのフル労働。

経営・農外収入

農業での収支はマイナス。雇用労働力を常時，しかも自給800円で雇用していることが大きく響いている。

アパートを1棟(21戸)持っており，ここからの家賃収入のおかげでバランスさせてはいるが，空室も増えてきており安定した生活基盤をどうやって確保していくかが最大の課題となっている。

税金等

今のところ家賃収入によって納税はできてはいる。

意見等

- ・都市農業そのもので利益をあげている人は朝5時ごろから働いているような人に限られる。
- ・サラリーマンが生涯賃金で稼ぐ分程度を，子供たちに資産として残しておいてやりたいというのが農家としての気持ちだ。

(3) 園芸

a 府中市・O氏(62歳)

農地等

32 aの農地と宅地が400坪あり，事務所の屋上も利用。82年に農業生産法人化し府中市内での規模拡大は難しいことから，別途千葉県君津市に10haの農場を有している。

生産品目

高速道路ののり面や公園等を広く覆う植物(グランドカバー植物)であるヘデラ，セダム，マツバギク，低木類等約300種を



住宅に囲まれた農地で露地とビニールハウスで栽培。(府中市)

生産。挿し木，株分け，根分けをした苗を発根・発芽させて，君津にある農場に移送して管理・育苗し，規格の大きさに達した苗を販売している。

戦後，米麦，野菜を生産していたが，その後果樹，55年には養鶏に転換，70年に緑化事業を開始。高速道路をはじめとする道路の開発・整備，公団住宅の建設等が盛んになり，グランドカバー植物の将来性に着目したものである。畜産は80年にやめている。

意見等

- ・都市農地は担保価値が大きい。都市農業者は時代に合った都市農業を目指してチャレンジすべき。
- ・農業生産法人については一定の条件のもとに農業投資価格評価での農地による現物出資を可能とするとともに，経営継承の際の農業投資価格評価による相続税課税^(注3)を。
- ・主業的農業者への農地集積を可能とする条件整備を。
- ・宅地化農地ながら主業的に取り組んでいる農業者にかかる固定資産税について，生産緑地並みでの固定資産税に。
- ・堆肥場，農機具車庫等営農のための必要施設，屋敷林等について生産緑地，相続税納税猶予制度の対象に。
- ・三大都市圏の特定市における相続税納税猶予制度^(注4)の終生営農規定の緩和を。

b 志木市・K氏（55歳）

農地等

両親の代まで米麦経営を営んでいた。73年の祖父の死去にともない相続税納付のため3割以上の農地を売却。7年前に父親が死去し農地は祖父の時代の3分の1にまで縮小を余儀なくされた。狭い面積を有効活用していくため施設による花卉栽培に取り組んでおり，施設（温室）1,300坪（9棟），冷蔵庫30坪を有している。

生産品目

70年に農業経営研修所を卒業すると同時に就農し，これまでの米麦経営から将来性が見込まれる施設花卉経営への転換を決意して，まずはパイプハウス100坪から草花鉢物の生産を開始した。

以降，花卉鉢物需要の拡大に対応してシクラメン等を中心に，ガラス温室の建設による規模拡大をすすめてきた。

80年には有限会社を設立するとともに，カラジュームの球根栽培への取り組みを開始した。92年には栽培施設をすべて大型温室に改修し，96年には球根冷蔵用の冷蔵庫を導入してチューリップやカラーの生産をも開始した。現在ではチューリップ，マルチヒアシンズ，ミニ水仙，カラー，カラジュームの球根ものの鉢物を生産している。

販売

10数年前まではシクラメン等を直売してきた。

しかしながら鉢物の価格が低迷を続けたことから球根ものの鉢植え栽培に特化して，60近い市場と取引を行っているが，出荷作業は市場からの集荷トラックに任せており，出荷にかかる労働力と運送費の節減

につながっている。

労働力

K氏夫婦に長男（98年就農）、次男（02年就農）の4人の家族労働力に、雇用労働力として社員4人と、臨時雇用を8～10人使用している。

ベトナムからの研修生も受け入れているが、栽培管理作業の大半は雇用労働力によって行われているため、雇用者の技術習得・レベルアップ等が必要で、おおむね習熟するまでに1年ぐらいかかる。

なお、団塊の世代を使ってもみたが、球根の鉢物栽培は回転率が速く重労働であること、しかるべき地位にあった人は協調性に欠け、パートの女性とチームワークをとっていくことが難しいこと等から、子育てを終わったぐらいの主婦を中心に雇用。

経営・農外収入

施設花卉栽培専業であり、収益性を維持していくために、国内外の生産者等との情報交換、市場・種苗会社からの情報等を参考にしながら毎年数種類の新品種を試作しており、絶えずオリジナル品目の開発に努めている。

長男、次男ともに本農場で働いているが、本農場の面積は狭小で今以上の規模拡大は難しいことから、適当な農地が取得できればそこで施設花卉栽培を広げて行きたいとしている。

税金等

固定資産税は農地課税されており負担はさほど大きくはない。ただし、地域によっては固定資産税にかかる負担調整率が上が

って、固定資産税の負担が重くなってきているという話も聞いている。

意見等

- ・有限会社にすると、生産緑地であっても相続税の納税猶予制度が適用されなくなるのはおかし^(注5)い。
- ・また、生産緑地を農地として貸せないというのもおかしい。
- ・生産緑地を資材置き場に利用する場合、コンクリートを打つと生産緑地として認められなくなるのはおかしい。
- ・都市農地でも規模拡大意欲のある人に集積できるような仕組みが必要
- ・農業を継続・拡大したいのなら市街化区域から出て行けといわれれば、やむを得ないが、できることなら現地から遠いところには行きたくない。
- ・都市住民は生産緑地がどうして守られているのか理解していない人がほとんどである。

（注3）都市農業・農地にかかる現行制度は自作地と家族自営農業に対象範囲を厳しく限定しており、法人化や、農地の賃貸借、利用権の設定を認めていない。したがって現行制度に切り替わる以前に法人化したものだけが存在している。

（注4）三大都市圏の特定市以外の農地等については納税猶予期間が20年とされている。

（注5）K氏は父親が死去した際に、有限会社に納税猶予制度が適用されないのはおかし^(注5)いとして、税務当局を相手取って告訴した経過がある。結果的には納税猶予制度の適用は認められず、修正申告を余儀なくされている。

2 都市農業・農地の実情と課題

本稿での個別経営レベルでの事例に加えて、本誌06年3月号で地域レベルでの事例

を取り上げてきた。多くは都市農業のレベルの高い地域であるが、このほかにも多くの都市農業者、農協、市町村等からヒアリングを行ったことから、これら全体を含めてあらためて都市農業の実情と課題について整理する。

(1) 都市農業・農地の実情

a 本格的な都市農業問題は90年代から

都市農地は日本経済の成長にともなう開発需要によって工場用地・宅地等への転換が増加したが、特に64年の東京オリンピック開催にともない新幹線、高速道路のための用地買収が加わり、地価が一気に上昇するとともに、転用が加速した。73年のオイルショック以降、転用スピードは若干緩んだものの、都市農地の減少傾向は一貫して続いている。

併行して生産緑地制度の流れをみると、農地の宅地並み課税によって土地の流動化をはかり市街化をすすめようとする意図をもって74年に旧生産緑地制度がスタートしているが、82年の長期営農継続農地制度創設等により農地の宅地並み課税は必ずしも実効をあげ得なかった。これが日米構造協議の外圧等によって92年に長期営農継続農地制度が廃止されるとともに、生産緑地法の改正が行われ、さらには相続税の納税猶予制度の改正も行われるなど農地の宅地並み課税が厳格に運用されるようになった。この時期に農家の高齢化の進行が重なり、本格的な都市農業問題が顕在化したといえることができる。

b 強い農地維持志向

統計数値の裏づけはないが、ヒアリング結果から二つのことが推定される。第一は、バブル崩壊時期までは農地の宅地、道路等にもなう開発需要が主で農地が減少してきたが、バブル崩壊以降の農地減少は開発需要よりは相続にともなう農地処分が主になってきているのではないかと推定される。第二が、開発需要にともなう農地を転用・売却したのは相対的に農地改革で農地を取得した旧小作人に多く、旧地主層は農地への執着が強く、府中市、JA兵庫六甲・阪神地域のアンケート調査等にみられるように、できることなら農地を現状のまま維持していきたいという意向を持った農家がほとんどで、一部転用しても、売却にはきわめて慎重であることがうかがわれる。

そしてこうした農家が家を守り、また中心となって地域を守り、消防やお祭り等地域コミュニティ・文化を支えているといえることができる。

c 農外収入が支える都市農業

都市農業は小規模経営ながらも高い技術力を生かした集約的農業が営まれているとともに、消費者との距離が接近しているメリットを生かしての販売が行われているが、農業収入を主として生計をたてている主業農家はごく一部にとどまっている。大半の農家はアパート、マンション、駐車場等からの不動産収入、あるいは農外就労からの収入に依存しながら農業経営を継続し

ているというのが実態である。不動産収入や農外就労による収入に批判的な世間の目もあるが、むしろ農外収入があるからこそ都市農業・農地が維持されていると理解すべきであろう。

多くの都市農業者に共通していることは、農業者としての意識と誇りを持っていることであり、地域に対する愛着も強く、不動産業者、サラリーマンという意識を持ったものはほとんどいない。

d 多様な経営形態

都市農業と一口には言ってみても、専業農家から全く農地を利用していないものまで幅が広く、施設栽培等高度技術を生かした企業的農家から観光農園、さらには市民農園・体験農園等に至るまで経営形態は実に多様である。

e 時代とともに変わる作物等

dの都市農業経営形態の多様性のなかにも位置づけられようが、都市農業を取り巻く環境変化のスピードは速く、また消費者との距離は接近している。このため、消費者ニーズに対応して、さらにはその変化を見越して、畜産から果樹・野菜へ、あるいは同じ果樹でも品種や作物の更新等がきわめて弾力的であり、変化が激しいことを特徴の一つとしてあげることができる。さらには広い農地、あるいは良好な環境を求めて遠隔地に進出して営農継続、規模拡大を行っているものもあり、営農エリア等活動空間も相対的に広いといえる。

f 経営を圧迫する雇用労賃

都市農業は概して小規模経営が多いが、近隣に農作業を希望する人材を雇用する環境に恵まれていることから、家族労働力に加えてパート等雇用労働力を活用しているものも多い。

雇用労働力は恒常的労働力、パートにとどまらず、営農ボランティア、インターンシップ等、多様な形態が存在する。恒常的労働力やパートの活用については、時給800円前後と労賃部分がかさみ、経営の大きな圧迫要因になっている。

いずれにしても農業経営で一定程度以上の利益を獲得していくためには家族労働力でしかも早朝からの労働を余儀なくされる。不動産収入等農外収入で経営をバランスさせているとともに、生計費をも依存しているものが多い。

g 環境保全への配慮

住宅と接近しており、農薬を散布すればすぐに家の窓が閉められてしまう等、周辺住民の“目”は厳しく、有機栽培や特別栽培を行っているものは少ないにしても、ほとんどの生産者は多かれ少なかれ農薬・化学肥料の使用抑制に努力しているとみることが出来る。

h 周辺住民との良好な関係構築

農薬・化学肥料の使用はもちろん、堆肥等の働き込み等について周辺住民の理解獲得が前提となる。このため収穫した農産物の一部を配る等、いろいろと配慮に努めて

いる生産者がほとんどである。

また、生産者にとってはビンや缶を捨てられたり、猫等ペットに荒されたり糞で汚されたりすることを防ぐためにも周辺住民との良好な関係を維持していくことを必要としている。

i 多様な販売形態

市場販売は減少し、直売、量販店出荷等販売形態は多様である。直接消費者と“顔と顔の見える関係”を構築して消費者ニーズを直接把握する、消費者の声が働きがい、市場出荷より有利販売が可能、市場手数料がかからない、等動機は様々である。

j 均分相続と相続税負担が最大ネック

生産者・農地所有者である被相続人が死亡すれば相続が開始されるが、遺言等がなく法定相続される場合には、一般的には配偶者と子供が相続するケースが多く、子供が複数いれば子供が相続する分を均等に分割し相続することになる。

これにともなって農地が細かく分割されることになり、まとまった農地の利用が困難になる場合も多く、結局は農地を不動産業者を介して宅地に転用して売却するなど、農地の減少をもたらす大きな理由となっている。

また、相続税の納税猶予制度は、生産緑地の場合、納税猶予額が免除される期限が92年1月1日以降、原則として農業相続人の死亡の日とされている。すなわち終身営農を条件とするきわめて厳しい制度となっ

ているため、将来の農業継続・健康などへの不安から納税猶予制度の選択に踏み切れず、結果として相続を機に売却・転用を余儀なくされるケースが多いのが実態である。

(2) 課題

上にみた実情を踏まえて都市農業・農地を維持し、担い手・後継者を確保していくにあたっての課題を、都市農業と都市農地とに明確に区分されるわけではないが、各々関係する主体別に整理しておきたい。

a 都市農業維持のために

安定収入としての農外収入はありながらも、基本的には消費者・住民と同じ地域にいるという条件を生かして、農業収入の増大、コストの低減をはかり、農業経営のバランスを確保していくことが必要である。

農業者

・置かれた環境・条件のなかでの選択肢が相対的には豊富である。専業か兼業か、



市民農園として利用されている都市農地。
(武蔵野市)

高度技術集約的農業か観光農業か自家用か、自らの体力・能力・意欲に対応した経営形態の適切な選択。

- ・雇用労賃が高いことから家族労働力で対応可能な範囲内での経営，もしくは研修生，ボランティア等労賃のかからない労働力の確保・利用。
- ・環境保全型農業取組みの一段の強化。
- ・直売をも含めた多様な販売形態を活用しての販売力の強化。

農協

- ・地産地消を含めた多様な流通チャネルの創出による販売力の強化。
- ・地域ブランドの確立。
- ・環境保全型農業の推進。

地方行政

- ・学校給食をはじめとする地産地消の推進。
- ・地域ブランドの確立。
- ・地域別食料自給率向上に向けての具体的実践。

政策

- ・都市農業の農業政策対象としての取り込み。
- ・都市農地を活用してまじめに営農している場合の農地としての課税。

b 都市農地維持のために

都市農地の転用を余儀なくしている多様な要因の除去をはかるとともに，そうしたことを可能にしていくため都市農業の実態についての情報の積極的発信による国民の理解獲得が求められる。

農業者

- ・農業・農地の持つ公共性・公益性についての自覚。
- ・営農継続についての明確な意思表示が必要。
- ・消費者との交流についての主体的な働きかけが必要であり，消費者からの「農地のあるところにきてよかった」という反応の獲得。

農協

- ・特に農地の細分化を防ぐための遺言状の作成・指導を含めた相続税等についての指導・助言の強化。
- ・農協合併にともなって希薄化している地方行政とのコミュニケーションの確保・拡大。

地方行政

- ・都市行政のなかでの都市農業・都市農地の明確な位置づけ（防災空間や緑地空間の確保，地域活性化，観光等）。
- ・自治体自らの問題として相続税等についての指導・助言への取組み。

政策

- ・都市政策のなかでの都市農地の明確な位置づけ。
- ・相続税納税猶予制度をはじめとする見直し。

結 語

以上，都市農業・農地の実情と課題についてみてきた。本来的には都市農業が経営として成り立ってこそ都市農地の維持が可

能となるはずであるが、農業経営は農外収入によってかろうじてバランスさせてはいるものの、生産緑地制度導入の経過等からも明らかであるように現行制度は農地の宅地化を前提にしたものであり、農地としての維持は農家個人の努力によってはいかんともし難い状況に置かれている。

したがって基本的には担い手・後継者の確保や、これに関連しての法人化と利用権の設定等をもにらんだ相続税等の見直し等抜本的な対策が不可欠であり、そうするなかで農業として成立させていくための取組みが必要とされるのである。相続税等見直

しのためには都市農地の必要性についての国民の幅広い合意が前提となる。このためには国土ビジョンのなかに都市農業・農地を明確に位置づけていくことが求められる。国土ビジョンのなかでの位置づけと、これを踏まえての施策等については稿をあらためて展開することとしたい。

<参考文献>

- ・ 蔦谷栄一（2005）「日本農業における都市農業」『農林金融』6月号
- ・ 蔦谷栄一（2006）「都市農業（地域レベル）の推移と実態」『農林金融』3月号
- ・ 今仲清・下地盛栄（2005）『都市農地の特例活用と相続対策』清文社

（特別理事 蔦谷栄一・つたやえいいち）

